

(国営:その2)

(単位:%)

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 (歳出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		北 海 道						
		ア	イ	ウ	エ			
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業	国営かんがい排水<一般型>	90 <85>	85 <80>	12 <15>	2 <5>	総合かんがい排水は、注4)による。 <>書は直轄明渠排水及び内水排除に適用し、当該市町村エ欄の値については平成4年度以前の事業実施分にも適用する。 []書はかんがい排水の環境保全型かんがい排水事業、農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 []書は併せ行うため池整備に適用する。注17) <>>書は一体的に行う耐震化対策及び一体的に行う地域防災対策に適用する。注18) ()書は更新事業に適用する。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。	
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費	(かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	85 85 [※] <80> 80 80 77.5 75 70 [※] (※) (※) (※) (65) (65) 65 55 <<※>> (※) (※) (※)	85 85 [80] <75> 75 75 85 75 75 [75] (85) (80) (75) (75) [80] (85) (80) (75) <<75>> (85) (80) (75)	15 15 [15] <19> 19 15 13 20 17 [17] (12) (15) (17) (25) (20) 23 27 <<25>> (12) (16) (18)	2 2 [3] <6> 3 0 2 4 3 [4] (2) (2) (3) (0) (0) 5 5 <<0>> (2) (2.5) (4.5)		
	〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕		55	50	27.5	9		
	<特別型>		89 <85>	85 <80>	12 <15>	2 <5>		
	(かんがい排水)		84	85	10	2		
	(内水排除)		84	80	15	2		
	(総合かんがい排水)		<80>	<75>	<19>	<6>		
	(畑地帯水源整備)		79	85	15	0		
	(広域かんがい排水)		76.5 76.5 74 69	85 75 75 75	13 22.5 20 17	2 2.5 4 3		
	〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕		53	50	26.5	9		
	農用地再編整備事業	国営農用地再編整備<一般型>	80	75	15	4		<>書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は国営緊急農地再編整備に適用する。
	国営農用地再編開発事業	(農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発) (国営緊急農地再編整備)	67.5 65 <※> <60>	75 75 <75> <55>	13 13 <18> <28>	5 5 <4> <11>		
	国営農用地開発事業	(農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発) (国営緊急農地再編整備)	<60> <60> <55> <50>	<55> <50> <50> <29>	<28> <33> <31> <14>	<11> <11> <13> <14>		
	<特別型>							
(農地開発)								
(総合農地開発)								
草 地 開 発		70	70	20	4			
<一般型>		75	70	22	3			
直轄干拓事業費	国 営 干 拓							
<一般型>								
<特別型>								
総合農地防災事業	国営総合農地防災<一般型>	65	75	25	0			
(総合農地防災)								
<u>(土地改良施設突発事故復旧事業)</u>		※ ※ ※	75 85 80	25 15 20	0 0 0			

(国営:その2)

(単位:%)

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 (歳出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		北 海 道						
		ア	イ	ウ	エ			
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業	国営かんがい排水<一般型>	90 <85>	85 <80>	12 <15>	2 <5>	総合かんがい排水は、注4)による。 <>書は直轄明渠排水及び内水排除に適用し、当該市町村エ欄の値については平成4年度以前の事業実施分にも適用する。 []書はかんがい排水の環境保全型かんがい排水事業、農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 []書は併せ行うため池整備に適用する。注17) <>>書は一体的に行う耐震化対策及び一体的に行う地域防災対策に適用する。注18) ()書は国営施設応急対策事業に適用する。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。	
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費	(かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	85 85 [※] <80> 80 80 77.5 75 70 [※] (※) (※) (※) (65) (65) 65 55 <<※>> (※) (※) (※)	85 80 [80] <75> 75 75 85 75 75 [75] (85) (80) (75) (75) [80] (85) (80) (75) <<75>> (85) (80) (75)	15 15 [15] <19> 19 15 13 20 17 [17] (12) (15) (17) (25) (20) 23 27 <<25>> (12) (16) (18)	2 2 [3] <6> 3 0 2 4 3 [4] (2) (2) (3) (0) (0) 5 5 <<0>> (2) (2.5) (4.5)		
	〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕		55	50	27.5	9		
	<特別型>		89 <85>	85 <80>	12 <15>	2 <5>		
	(かんがい排水)		84	85	10	2		
	(内水排除)		84	80	15	2		
	(総合かんがい排水)		<80>	<75>	<19>	<6>		
	(畑地帯水源整備)		79	85	15	0		
	(広域かんがい排水)		76.5 76.5 74 69	85 75 75 75	13 22.5 20 17	2 2.5 4 3		
	〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕		53	50	26.5	9		
	農用地再編整備事業	国営農用地再編整備<一般型>	80	75	15	4		<>書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は国営緊急農地再編整備に適用する。
	国営農用地再編開発事業	(農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発) (国営緊急農地再編整備)	67.5 65 <※> <60>	75 75 <75> <55>	13 13 <18> <28>	5 5 <4> <11>		
	国営農用地開発事業	(農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発) (国営緊急農地再編整備)	<60> <60> <55> <50>	<55> <50> <50> <29>	<28> <33> <31> <14>	<11> <11> <13> <14>		
	<特別型>							
(農地開発)								
(総合農地開発)								
草 地 開 発		70	70	20	4			
<一般型>		75	70	22	3			
直轄干拓事業費	国 営 干 拓							
<一般型>								
<特別型>								
総合農地防災事業	国営総合農地防災<一般型>	65	75	25	0			
(総合農地防災)								
<u>(新設)</u>		(新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設)			

(国営:その3)

(単位:%)

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 (歳出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率	県	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水<一般型>	100	95	5	0	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書はかんがい排水の環境保全型かんがい排水事業及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。注17) (〇)書は更新事業に適用する。
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費	(かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	85 〔※〕 (※) <※> (※) (※)	90 [90] (95) (90) <90> (95) (90)	7 [7] (5) (7) <10> (5) (7)	1 [1.5] (0) (1) <0> (0) (2)	
		<特別型>					「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
		農用地再編整備事業費					
		国営農用地再編開発事業費					
		国営農用地開発事業費					
		<特別型>					
		草地開発<一般型>					
		直轄干拓事業費					
		<特別型>					
		総合農地防災事業費					
		(土地改良施設突発事故復旧事業)	※	90	10	0	
			※	95	5	0	

(国営:その3)

(単位:%)

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 (歳出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率	県	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水<一般型>	100	95	5	0	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書はかんがい排水の環境保全型かんがい排水事業及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。注17) (〇)書は国営施設応急対策事業に適用する。
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費	(かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	85 〔※〕 (※) <※> (※) (※)	90 [90] (95) (90) <90> (95) (90)	7 [7] (5) (7) <10> (5) (7)	1 [1.5] (0) (1) <0> (0) (2)	
		<特別型>					「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
		農用地再編整備事業費					
		国営農用地再編開発事業費					
		国営農用地開発事業費					
		<特別型>					
		草地開発<一般型>					
		直轄干拓事業費					
		<特別型>					
		総合農地防災事業費					
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

(国営:その4)

(単位:%)

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 (歳出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		奄		美			
		国 庫 率	県	市町村			
		ア	イ	エ	オ		
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水<一般型>	95	90	8	1	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書は流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 { }書は併せ行うため池整備に適用する。注17) (〇)書は更新事業に適用する。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費	(かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	[※]	[90]	[7]	[1.5]	
		<特別型>					
		(かんがい排水) (内水排除) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)					
農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備						
国営農用地再編開発事業費	国営農用地再編開発<一般型>	90	85	10	2		
国営農用地開発事業費	(農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)						
		<特別型>					
		(農地開発) (総合農地開発)					
直轄干拓事業費	草 地 開 発<一般型>						
	国 営 干 拓<一般型>						
	<特別型>						
総合農地防災事業費	国営総合農地防災<一般型>						
	(総合農地防災)						
	(土地改良施設突発事故復旧事業)	※	90	10	0		

(国営:その4)

(単位:%)

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 (歳出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		奄		美			
		国 庫 率	県	市町村			
		ア	イ	エ	オ		
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水<一般型>	95	90	8	1	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書は流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 { }書は併せ行うため池整備に適用する。注17) (〇)書は国営施設応急対策事業に適用する。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費	(かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	[※]	[90]	[7]	[1.5]	
		<特別型>					
		(かんがい排水) (内水排除) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)					
農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備						
国営農用地再編開発事業費	国営農用地再編開発<一般型>	90	85	10	2		
国営農用地開発事業費	(農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)						
		<特別型>					
		(農地開発) (総合農地開発)					
直轄干拓事業費	草 地 開 発<一般型>						
	国 営 干 拓<一般型>						
	<特別型>						
総合農地防災事業費	国営総合農地防災<一般型>						
	(総合農地防災)						
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		

(国営:その5)

(単位:%)

予 算 区 分	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率	都 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
食料安定供給特別会計(歳出) 一般会計(歳出)	かんがい排水事業費	国営かんがい排水<一般型>	90	85	12	2	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書はかんがい排水の農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。注17) (0)書は更新事業に適用する。 「ファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
		畑地帯総合土地改良パイロット事業費 (かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	[※]	[80]	[15]	[3]	
		<特別型>	89	85	12	2	
		(かんがい排水)	84	85	10	2	
		(内水排除)	79	85	15	0	
		(総合かんがい排水)	76.5	85	13	2	
		(畑地帯水源整備)	76.5	75	22.5	2.5	
		(広域かんがい排水)	74	75	20	4	
			69	75	17	3	
		{ただしファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム}	53	50	26.5	9	
農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備事業費						
国営農用地再編開発事業費	国営農用地再編開発事業費<一般型>						
国営農用地開発事業費	(農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)						
	<特別型>						
	(農地開発) (総合農地開発)						
直轄干拓事業費	草 地 開 発<一般型>						
	国 営 干 拓<一般型>						
	<特別型>						
総合農地防災事業費	国営総合農地防災<一般型>						
	(総合農地防災)						
	(土地改良施設突発事故復旧事業)	※	75	25	0		
		※	85	15	0		
		※	80	20	0		

(国営:その5)

(単位:%)

予 算 区 分	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率	都 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
食料安定供給特別会計(歳出) 一般会計(歳出)	かんがい排水事業費	国営かんがい排水<一般型>	90	85	12	2	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書はかんがい排水の農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。注17) (0)書は国営施設応急対策事業に適用する。 「ファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
		畑地帯総合土地改良パイロット事業費 (かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	[※]	[80]	[15]	[3]	
		<特別型>	89	85	12	2	
		(かんがい排水)	84	85	10	2	
		(内水排除)	79	85	15	0	
		(総合かんがい排水)	76.5	85	13	2	
		(畑地帯水源整備)	76.5	75	22.5	2.5	
		(広域かんがい排水)	74	75	20	4	
			69	75	17	3	
		{ただしファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム}	53	50	26.5	9	
農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備事業費						
国営農用地再編開発事業費	国営農用地再編開発事業費<一般型>						
国営農用地開発事業費	(農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)						
	<特別型>						
	(農地開発) (総合農地開発)						
直轄干拓事業費	草 地 開 発<一般型>						
	国 営 干 拓<一般型>						
	<特別型>						
総合農地防災事業費	国営総合農地防災<一般型>						
	(総合農地防災)						
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

(都道府県営:その3)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		農 林 水 産 省							
		国 庫 率	都 府 県	市 町 村					
		ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事業 費	農 地 防 災 (防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。		
			60	55	34	11			
			60	50	39	11			
			55	50	34	16			
			50	50	32	18			
			※	55	39	6			
			※	55	34	11			
			※	50	34	16			
			-----					注8)に該当するものに適用する。 く)書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。	
			(ため池等整備)	<60>	<55>	<37>			<8>
				<60>	<50>	<42>			<8>
				<※>	<55>	<42>			<3>
				60	55	28			11
				60	50	33			11
				※	55	33			11
				<50>	<50>	<32>			<18>
				<※>	<55>	<32>			<13>
				<※>	<50>	<32>			<18>
				50	50	29		14	
			※	55	29	14			
(湛水防除)	60	55	37	8					
	60	50	42	8					
	※	55	42	3					
	55	50	37	13					
	※	55	37	8					
	50	50	32	18					
※	55	32	13						
※	55	35	10						
※	50	35	15						
農地保全整備 (農地保全整備)		65	55	30	10				
		※	50	32	18				
		50	50	29	14				
		45	45	31	16				
		40	40	30	11				
水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災 公害防除特別土地改良									
(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災) (公害防除特別 土地改良)		2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものは、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。 く)書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。 く)書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。			
		65	55	41	4				
		60	55	34	11				
		60	50	39	11				
		55	55	34	11				
		55	50	34	16				
		50	50	32	18				
		※	50	35	15				
		※	55	39	6				
		※	55	34	11				
(※)	(50)	(35)	(10)						
(※)	(55)	(35)	(10)						
<※>	<55>	<35>	<10>						
<※>	<50>	<35>	<15>						
(農村災害対策 整備)	<※>	<2/3>	<29>	<4.4>					
	※	50	29	14					
	(※)	(55)	(29)	(14)					
突 発 事 故 復 旧		※	50	32	18				
		※	55	32	13				
戸別所得補償実施 円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑 化基盤整備事業費補助 事業費	水 利 施 設 整 備	65	65	17.5	7	く)書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全身型に適用する。		
			60	60	20	8			
			50	50	25	10			
			<※>	<50>	<25>	<11>			
			※	45	27.5	10			
			※	50	25	10			
			※	55	25	10			
[※]	[50]	[25]	[10]						

(都道府県営:その3)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		農 林 水 産 省							
		国 庫 率	都 府 県	市 町 村					
		ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事業 費	農 地 防 災 (防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。		
			60	55	34	11			
			60	50	39	11			
			55	50	34	16			
			50	50	32	18			
			※	55	39	6			
			※	55	34	11			
			※	50	34	16			
			-----					注8)に該当するものに適用する。 く)書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。	
			(ため池等整備)	<60>	<55>	<37>			<8>
				<60>	<50>	<42>			<8>
				<※>	<55>	<42>			<3>
				60	55	28			11
				60	50	33			11
				※	55	33			11
				<50>	<50>	<32>			<18>
				<※>	<55>	<32>			<13>
				<※>	<50>	<32>			<18>
				50	50	29		14	
			※	55	29	14			
(湛水防除)	60	55	37	8					
	60	50	42	8					
	※	55	42	3					
	55	50	37	13					
	※	55	37	8					
	50	50	32	18					
※	55	32	13						
※	55	35	10						
※	50	35	15						
農地保全整備 (農地保全整備)		65	55	30	10				
		※	50	32	18				
		50	50	29	14				
		45	45	31	16				
		40	40	30	11				
水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災 公害防除特別土地改良									
(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災) (公害防除特別 土地改良)		2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものは、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。 く)書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。 く)書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。			
		65	55	41	4				
		60	55	34	11				
		60	50	39	11				
		55	55	34	11				
		55	50	34	16				
		50	50	32	18				
		※	50	35	15				
		※	55	39	6				
		※	55	34	11				
(※)	(50)	(35)	(10)						
(※)	(55)	(35)	(10)						
<※>	<55>	<35>	<10>						
<※>	<50>	<35>	<15>						
(農村災害対策 整備)	<※>	<2/3>	<29>	<4.4>					
	※	50	29	14					
	(※)	(55)	(29)	(14)					
(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			
戸別所得補償実施 円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑 化基盤整備事業費補助 事業費	水 利 施 設 整 備	65	65	17.5	7	く)書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全身型に適用する。		
			60	60	20	8			
			50	50	25	10			
			<※>	<50>	<25>	<11>			
			※	45	27.5	10			
			※	50	25	10			
			※	55	25	10			
[※]	[50]	[25]	[10]						

(都道府県営:その6)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農山漁村地域整備 事業費 地域自主戦略 交付金	農山漁村地域整備 交付金 地域自主戦略交付金	集 落 基 盤 整 備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 〈 〉書は地域用水機能の増進 を伴う農業用排水施設整備に 係るものに適用する。ただし、ダ ム、頭首工等の基幹的施設は除 く。 []書は基幹水利施設補修に 係るものに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。
			<※>	<50>	<25>	<11>	
			[50]	[50]	[25]	[10]	
			[※]	[45]	[27.5]	[10]	
	農 業 基 盤 整 備 促 進	※	50	27.5	10	()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)	
		※	55	27.5	10		
		(※)	(50)	(32)	(18)		
		(※)	(55)	(32)	(13)		
	農 業 水 利 施 設 保 全 合 理 化 事 業	※	50	27.5	10		
		※	55	27.5	10		
		(※)	(50)	(32)	(18)		
		(※)	(55)	(32)	(13)		
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農 地 整 備	※	50	27.5	10	営農環境整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整備 (注15)を除く。 ()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)
			※	55	27.5	10	
			(※)	(50)	(32)	(18)	
			(※)	(55)	(32)	(13)	
	水 利 施 設 整 備					〈 〉書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭首 工等の基幹的施設は除く。 営農環境整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整備 (注15)を除く。	
	水 利 施 設 等 整 備 事 業	※	50	25	10		
		<※>	<50>	<25>	<11>		
		※	50	27.5	10		
		※	55	27.5	10		
	農 業 水 利 施 設 保 全 合 理 化 事 業	※	50	27.5	10		
		※	55	27.5	10		
農業施設災害 関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農 業 用 施 設 等 災 害 関 連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。
	飲毒対策事業費補助	飲 毒 対 策	65	50	44	6	
			50	50	32	18	
		農 道 整 備	50	50	25	18	注4)に該当する場合に適用 する。
			45	45	27.5	20	
農業競争力強化基 盤整備事業費	農業競争力強化基盤整 備事業	水 利 施 設 整 備	65	65	17.5	7	〈 〉書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭首 工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 に適用する。
			60	60	20	8	
			50	50	25	10	
			<※>	<50>	<25>	<11>	
			※	45	27.5	10	
			※	50	25	10	
			※	55	25	10	
	[※]	[50]	[25]	[10]			
農業競争力強化基 盤整備事業費	農業競争力強化基盤整 備事業	農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	※	50	27.5	10	
			※	55	27.5	10	
		(畑地帯担い手 育成型)	※	50	25	10	
			※	55	25	10	
		(畑地帯担い手 支援型)	※	50	25	10	
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	50	50	25	10	
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	65	65	17.5	7.5	
			50	50	25	10	
		草 地 畜 産 基 盤 整 備	※	50	25	10	
	※	55	25	10			
	農 地 防 災	※	55	35	10		
		※	50	35	15		

(都道府県営:その6)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農山漁村地域整備 事業費 地域自主戦略 交付金	農山漁村地域整備 交付金 地域自主戦略交付金	集 落 基 盤 整 備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 〈 〉書は地域用水機能の増進 を伴う農業用排水施設整備に 係るものに適用する。ただし、ダ ム、頭首工等の基幹的施設は除 く。 []書は基幹水利施設補修に 係るものに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。
			<※>	<50>	<25>	<11>	
			[50]	[50]	[25]	[10]	
			[※]	[45]	[27.5]	[10]	
	農 業 基 盤 整 備 促 進	※	50	27.5	10	()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)	
		※	55	27.5	10		
		(※)	(50)	(32)	(18)		
		(※)	(55)	(32)	(13)		
	農 業 水 利 施 設 保 全 合 理 化 事 業	※	50	27.5	10		
		※	55	27.5	10		
		(※)	(50)	(32)	(18)		
		(※)	(55)	(32)	(13)		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
農業施設災害 関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農 業 用 施 設 等 災 害 関 連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。
	飲毒対策事業費補助	飲 毒 対 策	65	50	44	6	
			50	50	32	18	
		農 道 整 備	50	50	25	18	注4)に該当する場合に適用 する。
			45	45	27.5	20	
農業競争力強化基 盤整備事業費	農業競争力強化基盤整 備事業	水 利 施 設 整 備	65	65	17.5	7	〈 〉書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭首 工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 に適用する。
			60	60	20	8	
			50	50	25	10	
			<※>	<50>	<25>	<11>	
			※	45	27.5	10	
			※	50	25	10	
			※	55	25	10	
	[※]	[50]	[25]	[10]			
農業競争力強化基 盤整備事業費	農業競争力強化基盤整 備事業	農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	※	50	27.5	10	
			※	55	27.5	10	
		(畑地帯担い手 育成型)	※	50	25	10	
			※	55	25	10	
		(畑地帯担い手 支援型)	※	50	25	10	
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	50	50	25	10	
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	65	65	17.5	7.5	
			50	50	25	10	
		草 地 畜 産 基 盤 整 備	※	50	25	10	
	※	55	25	10			
	農 地 防 災	※	55	35	10		
		※	50	35	15		

(都道府県営:その7)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		農 林 水 産 省						
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農業競争力強化基盤整備事業費	農業基盤整備促進事業	※	50	27.5	10	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)		
	農業水利施設保全合理化事業	※	50	27.5	10			
	水利施設整備事業(農地集積促進型)	※	50	27.5	10			
	高収益作物導入促進基盤整備事業	※	50	27.5	10			
	農地中間管理機構関連農地整備事業	※	50	27.5	10			
	農業競争力強化農地整備事業	※	50	27.5	10	営農環境整備(注15)を除く。 ()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)		
	草地畜産基盤整備	※	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。		
	水利施設等保全高度化事業	(一般型)	※	50	25	10	営農環境整備(注15)を除く。 < >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。	
		(特別型)	※	50	27.5	10		
		(簡易整備型)	※	50	27.5	10	(一般型)及び(特別型)と併せ行う農村地域防災減災事業は(注19)によるもので、同事業の負担割合を適用する。	
農村地域復興再生基盤総合整備事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業	水利施設整備	50	50	25	10	< >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。	
		農地整備					営農環境整備(注15)を除く。	
		(経営体育成型)	※	50	27.5	10		
		(畑地帯担い手育成型)	※	50	25	10		
		(畑地帯担い手支援型)	※	50	25	10		
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10		
		(畑地帯総合整備・一般型)	65	65	17.5	7.5		
		草地畜産基盤整備	※	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。	
農村地域復興再生基盤総合整備事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業	農地防災	(防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。
				60	55	34	11	
				60	50	39	11	
				55	50	34	16	
				50	50	32	18	
				※	55	39	6	
				※	55	34	11	
				※	50	34	16	

(都道府県営:その7)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		農 林 水 産 省						
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農業競争力強化基盤整備事業費	農業基盤整備促進事業	※	50	27.5	10	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)		
	農業水利施設保全合理化事業	※	50	27.5	10			
	水利施設整備事業(農地集積促進型)	※	50	27.5	10			
	高収益作物導入促進基盤整備事業	※	50	27.5	10			
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
農村地域復興再生基盤総合整備事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業	水利施設整備	50	50	25	10	< >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。	
	農地整備					営農環境整備(注15)を除く。		
	(経営体育成型)	※	50	27.5	10			
	(畑地帯担い手育成型)	※	50	25	10			
	(畑地帯担い手支援型)	※	50	25	10			
	(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10			
	(畑地帯総合整備・一般型)	65	65	17.5	7.5			
	草地畜産基盤整備	※	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。		
農村地域復興再生基盤総合整備事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業	農地防災	(防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。
				60	55	34	11	
				60	50	39	11	
				55	50	34	16	
				50	50	32	18	
				※	55	39	6	
				※	55	34	11	
				※	50	34	16	

(都道府県営:その12)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考					
		北 海 道									
		国 庫 率	道	市町村							
ア	イ	ウ	エ								
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事業 費	農 地 防 災	(ため池等整備)	<60> <60> <※> 60 60 ※ <50> <※> <※> 50 ※	<55> <50> <55> 55 50 55 <50> <55> <50> 50 55	<37> <42> <42> 28 33 33 <32> <32> <32> 29 29	<8> <8> <3> 11 11 11 <18> <13> <18> 14 14	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。			
			(湛水防除)	60 60 ※ 55 ※ 50 ※ ※	55 50 55 50 55 50 55 50	37 42 42 37 37 32 32 36 36	8 8 3 13 8 18 13 9 14				
			農地保全整備 (農地保全整備)	※ 60 55 50	50 50 50 50	36 33 31 29	14 11 13 14				
			水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災 公害防除特別土地改良								
			(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災) (公害防除特別 土地改良)	2/3 65 55 55 50 ※ ※ (※) (※) <※> <※>	55 55 55 50 55 50 (50) (55) <55> <50>	41 41 34 34 32 34 36 (35) (35) <36> <36>	4 4 11 16 18 11 14 (10) (10) <9> <14>	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管路等特別対策に適用する。 <>書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。			
			(農村災害対策 整備)	※ (※)	50 (55)	29 (29)	14 (14)	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。			
			突 発 事 故 復 旧	※ ※	50 55	32 32	18 13				
			戸別所得補償実施 円滑化基盤整備事業 費	戸別所得補償実施円滑 化基盤整備事業費補助 費	水 利 施 設 整 備		55 <※> 50 ※ ※ [※]	50 <50> 50 27.5 55 [50]	27.5 <27.5> 25 27.5 27.5 [27.5]	9 <10> 10 9 9 [9]	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。
						農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
						(経営体育成型)	※ ※	50 55	32.5 32.5	10 10	
(畑地帯担い手 育成型)	※	52				28	8				
(畑地帯担い手 支援型)	※	52				28	8				

(都道府県営:その12)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考					
		北 海 道									
		国 庫 率	道	市町村							
ア	イ	ウ	エ								
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事業 費	農 地 防 災	(ため池等整備)	<60> <60> <※> 60 60 ※ <50> <※> <※> 50 ※	<55> <50> <55> 55 50 55 <50> <55> <50> 50 55	<37> <42> <42> 28 33 33 <32> <32> <32> 29 29	<8> <8> <3> 11 11 11 <18> <13> <18> 14 14	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。			
			(湛水防除)	60 60 ※ 55 ※ 50 ※ ※	55 50 55 50 55 50 55 50	37 42 42 37 37 32 32 36 36	8 8 3 13 8 18 13 9 14				
			農地保全整備 (農地保全整備)	※ 60 55 50	50 50 50 50	36 33 31 29	14 11 13 14				
			水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災 公害防除特別土地改良								
			(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災) (公害防除特別 土地改良)	2/3 65 55 55 50 ※ ※ (※) (※) <※> <※>	55 55 55 50 55 50 (50) (55) <55> <50>	41 41 34 34 32 34 36 (35) (35) <36> <36>	4 4 11 16 18 11 14 (10) (10) <9> <14>	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管路等特別対策に適用する。 <>書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。			
			(農村災害対策 整備)	※ (※)	50 (55)	29 (29)	14 (14)	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。			
			(新設)	(新設) (新設)	(新設) (新設)	(新設) (新設)	(新設) (新設)				
			戸別所得補償実施 円滑化基盤整備事業 費	戸別所得補償実施円滑 化基盤整備事業費補助 費	水 利 施 設 整 備		55 <※> 50 ※ ※ [※]	50 <50> 50 27.5 55 [50]	27.5 <27.5> 25 27.5 27.5 [27.5]	9 <10> 10 9 9 [9]	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。
						農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
						(経営体育成型)	※ ※	50 55	32.5 32.5	10 10	
(畑地帯担い手 育成型)	※	52				28	8				
(畑地帯担い手 支援型)	※	52				28	8				

(都道府県営:その19)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率	県	市町村			
				ア	イ		ウ
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事業 費	水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災	※	75	16	9	農村地域環境保全整備(農業 生産基盤整備(注9)及び農村 保全管理施設(注10)に係るも の)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保 全施設に係るもの、公害防止計 画に基づくもの及び水質保全 施設と併せ行う施設に適用す る。 農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注10)に 係るものに適用する。 []書及び()書は中山間 地域等で実施するものに適用 し、このうち[]書は甚大地域 に適用する。 農村生活維持施設整備(注 15)を除く。
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	※	75	16	9	
		(農村災害対策 整備)	※ (※) ※	2/3 (80) [75]	19 (19) [19]	10 (1) [6]	
	突発事故復旧	※	80	13	7		
戸別所得補償実施 円滑化基盤整備事業 費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助 特定地域振興生産基 盤整備事業費補助	水利施設整備	80 ※	80 80	10 10	4 4	営農環境整備(注15)を除く。
		農地整備					
		(経営体育成型)	※	75	12.5	5	
		(畑地帯担い手 育成型)	※	75	12.5	5	
		(畑地帯担い手 支援型)	※	75	12.5	5	
		(畑地帯総合整備・ 緊急支援型)	75	75	12.5	5	
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	75	75	12.5	5	
草地畜産基盤整備	※ ※	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。		
6次産業化等促進 基盤整備事業	6次産業化等促進基 盤整備事業費	水利施設整備	80 ※	80 80	10 10	4 4	営農環境整備(注15)を除く。
		農地整備					
		(経営体育成型)	※	75	12.5	5	
		(畑地帯担い手 育成型)	※	75	12.5	5	
		(畑地帯担い手 支援型)	※	75	12.5	5	
		(畑地帯総合整備・ 緊急支援型)	75	75	12.5	5	
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	75	75	12.5	5	

(都道府県営:その19)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率	県	市町村			
				ア	イ		ウ
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事業 費	水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災	※	75	16	9	農村地域環境保全整備(農業 生産基盤整備(注9)及び農村 保全管理施設(注10)に係るも の)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保 全施設に係るもの、公害防止計 画に基づくもの及び水質保全 施設と併せ行う施設に適用す る。 農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注10)に 係るものに適用する。 []書及び()書は中山間 地域等で実施するものに適用 し、このうち[]書は甚大地域 に適用する。 農村生活維持施設整備(注 15)を除く。
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	※	75	16	9	
		(農村災害対策 整備)	※ (※) ※	2/3 (80) [75]	19 (19) [19]	10 (1) [6]	
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
戸別所得補償実施 円滑化基盤整備事業 費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助 特定地域振興生産基 盤整備事業費補助	水利施設整備	80 ※	80 80	10 10	4 4	営農環境整備(注15)を除く。
		農地整備					
		(経営体育成型)	※	75	12.5	5	
		(畑地帯担い手 育成型)	※	75	12.5	5	
		(畑地帯担い手 支援型)	※	75	12.5	5	
		(畑地帯総合整備・ 緊急支援型)	75	75	12.5	5	
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	75	75	12.5	5	
草地畜産基盤整備	※ ※	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。		
6次産業化等促進 基盤整備事業	6次産業化等促進基 盤整備事業費	水利施設整備	80 ※	80 80	10 10	4 4	営農環境整備(注15)を除く。
		農地整備					
		(経営体育成型)	※	75	12.5	5	
		(畑地帯担い手 育成型)	※	75	12.5	5	
		(畑地帯担い手 支援型)	※	75	12.5	5	
		(畑地帯総合整備・ 緊急支援型)	75	75	12.5	5	
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	75	75	12.5	5	

(都道府県営:その21)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率	県	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
農山漁村地域整備 事業費 地域自主戦略 交付金 沖縄振興交付金 事業推進費	農山漁村地域整備 交付金 地域自主戦略 交付金 沖縄振興公共投資 交付金	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保 全管理等(注15)を除く。
		(中山間地域総 合整備)	75	75	17	6	
		(農地環境整備)	※	75	17	6	
	集落基盤整備	※	2/3 80	17 10	6 4	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。	
	農業基盤整備促進	※ (※) [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)	
農業水利施設保全合理化 事業	※	80	12.5	5			
農山漁村地域整備 事業費 沖縄振興交付金 事業推進費	農山漁村地域整備 交付金 沖縄振興公共投資 交付金	農 地 整 備	※ (※) [※]	75 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	営農環境整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整備 (注15)を除く。 ()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)
		水 利 施 設 整 備					
		水利施設等整備事業	※ ※	80 75	10 12.5	4 5	営農環境整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整備 (注15)を除く。
		農業水利施設保全合理化 事業	※	80	12.5	5	
		農業施設災害 関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助 船舶対策事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災 害) (ため池災 害特別)	60 50	60 50	23 29
		農 道 整 備	80	80	10	7	注4)に該当する場合に適用す る。
農業競争力強化基 盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水利施設整備	80 ※	80 80	10 10	4 4	
		農 地 整 備					
	(経営体育成型)	※	75	12.5	5		
	(畑地帯担い手 育成型)	※	75	12.5	5		
	(畑地帯担い手 支援型)	※	75	12.5	5		
	(畑地帯総合整備・ 緊急支援型)	75	75	12.5	5		
	(畑地帯総合整備・ 一般型)	75	75	12.5	5		
	草地畜産基盤整備	※ ※	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。	
	農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進	※ (※) [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)
	農業水利施設保全合理化 事業	農業水利施設保全合理化 事業	※	80	12.5	5	
水利施設整備事業 (農地集積促進型)	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	※	80	12.5	5		
高収益作物導入促進 基盤整備事業	高収益作物導入促進基盤 整備事業	※	80	12.5	5		

(都道府県営:その21)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		沖 縄						
		国 庫 率	県	市町村				
ア	イ	ウ	エ					
農山漁村地域整備 事業費 地域自主戦略 交付金 沖縄振興交付金 事業推進費	農山漁村地域整備 交付金 地域自主戦略 交付金 沖縄振興公共投資 交付金	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保 全管理等(注15)を除く。	
		(中山間地域総 合整備)	75	75	17	6		
		(農地環境整備)	※	75	17	6		
		集落基盤整備	※	2/3 80	17 10	6 4		農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。
		農業基盤整備促進	※ (※) [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]		()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)
農業水利施設保全合理化 事業	※	80	12.5	5				
(新設)	(新設)	(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設)		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設)		
農業施設災害 関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助 船舶対策事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災 害) (ため池災 害特別)	60 50	60 50	23 29	11 14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。	
		農 道 整 備	80	80	10	7	注4)に該当する場合に適用す る。	
農業競争力強化基 盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水利施設整備	80 ※	80 80	10 10	4 4		
		農 地 整 備						営農環境整備(注15)を除く。
	(経営体育成型)	※	75	12.5	5			
	(畑地帯担い手 育成型)	※	75	12.5	5			
	(畑地帯担い手 支援型)	※	75	12.5	5			
	(畑地帯総合整備・ 緊急支援型)	75	75	12.5	5			
	(畑地帯総合整備・ 一般型)	75	75	12.5	5			
	草地畜産基盤整備	※ ※	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。		
	農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進	※ (※) [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)	
	農業水利施設保全合理化 事業	農業水利施設保全合理化 事業	※	80	12.5	5		
水利施設整備事業 (農地集積促進型)	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	※	80	12.5	5			
高収益作物導入促進 基盤整備事業	高収益作物導入促進基盤 整備事業	※	80	12.5	5			

(都道府県営:その22)

(単位:%)

子 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率	県	町 村			
		ア	イ	ウ	エ		
農業競争力強化基盤整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業	※	75	12.5	5		
	農業競争力強化農地整備事業	※ ※ ※	75 80 (80) [※] [80]	12.5 12.5 (16) [11]	5 5 (4) [6]	営農環境整備(注15)を除く。 ()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)	
	草地畜産基盤整備	※ ※	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。	
	水利施設等保全高度化事業	(一般型) (特別型) (簡易整備型)	※ ※ ※	80 80 (75) 12.5 (12.5) 5 (5) 80 12.5 5	10 5 (5) 5	営農環境整備(注15)を除く。 ()書は畑地帯総合整備型に適用する。 (一般型)及び(特別型)と併せ行う農村地域防災減災事業は(注19)によるもので、同事業の負担割合を適用する。	
農業生産基盤保全管理等推進費	農業体質強化基盤整備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進	※ (※) [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	※ (※) [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業					
		(長寿命化対策)	※	80	12.5	5	
		(防災減災対策)	※ ※ ※ ※	80 80 75 50	13 11 16 29	7 6 9 14	

(都道府県営:その22)

(単位:%)

子 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率	県	町 村			
		ア	イ	ウ	エ		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
農業生産基盤保全管理等推進費	農業体質強化基盤整備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進	※ (※) [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	※ (※) [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
(新設)	(新設)	(新設)					
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

(都道府県営:その25)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		奄 美					
		国 庫 率	県	市町村			
				ア	イ		ウ
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事 業 水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	※	2/3	21.4	12	農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保全 管理施設(注10)に係るもの)は、 注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計画に 基づくもの及び水質保全施設と 併せ行う施設に適用する。
		(農村災害対策 整備)	<※> ※ ※ ※	<2/3> 70 55 50	<29> 29 29 29	<4.4> 1 14 14	<>書は南海トラフ地震に係 る地震防災対策の推進に関する 特別措置法に基づいて実施され る避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び 農村保全管理施設(注10)に係 るものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15) を除く。
		突 発 事 故 復 旧	※	2/3	24.4	9	
戸別所得償実施円 滑化基盤整備事業 費補助	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助 特定地域振興生産基 盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	70 ※	65 65	20 20	6 6	
		農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
6次産業化等促進 基盤整備事業費	6次産業化等促進基 盤整備事業費補助 特定地域振興生産基 盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	70 ※	65 65	20 20	6 6	
		農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	経 営 体 育 成 基 盤 整 備	<※> (※) [※] [※]	<60> (65) (2/3) [2/3] [70]	<25> (20) (20.9) [17] [17]	<8> (6) (5) [7] [7]	<>書は一般型、面的集積型、 農業生産法人等育成型に適用す る。 ()書は水利施設整備型、畑地 帯担い手育成型、畑地帯担い手支 援型に適用する。 []書は畜産担い手総合整備 型、草地林地総合整備型に適用す る。
		地 域 自 主 戦 略 交 付 金					

(都道府県営:その25)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		奄 美					
		国 庫 率	県	市町村			
				ア	イ		ウ
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事 業 水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	※	2/3	21.4	12	農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保全 管理施設(注10)に係るもの)は、 注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計画に 基づくもの及び水質保全施設と 併せ行う施設に適用する。
		(農村災害対策 整備)	<※> ※ ※ ※	<2/3> 70 55 50	<29> 29 29 29	<4.4> 1 14 14	<>書は南海トラフ地震に係 る地震防災対策の推進に関する 特別措置法に基づいて実施され る避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び 農村保全管理施設(注10)に係 るものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15) を除く。
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
戸別所得償実施円 滑化基盤整備事業 費補助	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助 特定地域振興生産基 盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	70 ※	65 65	20 20	6 6	
		農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
6次産業化等促進 基盤整備事業費	6次産業化等促進基 盤整備事業費補助 特定地域振興生産基 盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	70 ※	65 65	20 20	6 6	
		農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	経 営 体 育 成 基 盤 整 備	<※> (※) [※] [※]	<60> (65) (2/3) [2/3] [70]	<25> (20) (20.9) [17] [17]	<8> (6) (5) [7] [7]	<>書は一般型、面的集積型、 農業生産法人等育成型に適用す る。 ()書は水利施設整備型、畑地 帯担い手育成型、畑地帯担い手支 援型に適用する。 []書は畜産担い手総合整備 型、草地林地総合整備型に適用す る。
		地 域 自 主 戦 略 交 付 金					

(都道府県営:その31)

(単位:%)

子 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国 庫 率	都 県	市 町 村				
ア	イ	ウ	エ					
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事 業	農 地 防 災 (ため池等整備)	<65>	<55>	<36>	<9>	注8)に該当するものに適用す る。 <>書は農村保全管理施設のうち 河川工作物応急対策に係るもの に適用する。	
			65	60	30	10		
		60	60	28	12			
		<60>	<55>	<34>	<11>			
		<※>	<55>	<34>	<11>			
		<※>	<55>	<32>	<13>			
		60	60	31	9			
		※	60	28	12			
		(湛水防除)	60	55	37	8		
			55	55	37	8		
50	55		32	13				
農 地 保 全 整 備 (農 地 保 全 整 備)	60	52	31	11	農村地域環境保全整備は、注4) による。			
	55	50	31	13				
	50	50	29	14				
水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災 公 害 防 除 特 別 土 地 改 良	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災) (公害防除特別 土地改良)	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保全 管理施設(注10)に係るもの)は、 注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施 設に係るもの、公害防止計画に基 づくもの及び水質保全施設と併せ 行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等特 別対策に適用する。		
		65	55	41	4			
		55	50	34	16			
		50	50	32	18			
		55	55	34	11			
		50	55	32	13			
		(※)	(55)	(35)	(5)			
		(農村災害対策 整備)	<※>	<2/3>	<29>		<4.4>	<>書は南海トラフ地震に係る 地震防災対策の推進に関する特別 措置法に基づいて実施される避難 施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び 農村保全管理施設(注10)に係る ものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施す るものに適用。[]書は甚大地域 に適用する。 農村生活維持施設整備(注15) を除く。
			※	[60]	[29]		[11]	
			※	50	29		14	
(※)	(60)	(31)	(9)					
突 発 事 故 復 旧		※	52	34	14			
		※	60	34	6			
戸別所得補償実施 円滑化基盤整備事 業費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助	水 利 施 設 整 備	55	50	27.5	9	<>書は地域用水機能増進型に 適用する。但しダム、頭首工等の 基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に 適用する。	
			<※>	<50>	<27.5>	<10>		
		※	55	27.5	9			
		[※]	[50]	[25]	[10]			
		農 地 整 備	當農環境整備(注15)を除く。					
			(経営体育成型)	※	55	25		10
			(畑地帯担い手 育成型)	※	52	25.5		9
			(畑地帯担い手 支援型)	※	52	25.5		9
			(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	55	52	25.5		9
			(畑地帯総合整備・ 一般型)	55	52	25.5		9
草 地 畜 産 基 盤 整 備	※	55	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整 備(注15)を除く。			
※	60	25	10					

(都道府県営:その31)

(単位:%)

子 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国 庫 率	都 県	市 町 村				
ア	イ	ウ	エ					
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事 業	農 地 防 災 (ため池等整備)	<65>	<55>	<36>	<9>	注8)に該当するものに適用す る。 <>書は農村保全管理施設のうち 河川工作物応急対策に係るもの に適用する。	
			65	60	30	10		
		60	60	28	12			
		<60>	<55>	<34>	<11>			
		<※>	<55>	<34>	<11>			
		<※>	<55>	<32>	<13>			
		60	60	31	9			
		※	60	28	12			
		(湛水防除)	60	55	37	8		
			55	55	37	8		
50	55		32	13				
農 地 保 全 整 備 (農 地 保 全 整 備)	60	52	31	11	農村地域環境保全整備は、注4) による。			
	55	50	31	13				
	50	50	29	14				
水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災 公 害 防 除 特 別 土 地 改 良	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災) (公害防除特別 土地改良)	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保全 管理施設(注10)に係るもの)は、 注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施 設に係るもの、公害防止計画に基 づくもの及び水質保全施設と併せ 行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等特 別対策に適用する。		
		65	55	41	4			
		55	50	34	16			
		50	50	32	18			
		55	55	34	11			
		50	55	32	13			
		(※)	(55)	(35)	(5)			
		(農村災害対策 整備)	<※>	<2/3>	<29>		<4.4>	<>書は南海トラフ地震に係る 地震防災対策の推進に関する特別 措置法に基づいて実施される避難 施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び 農村保全管理施設(注10)に係る ものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施す るものに適用。[]書は甚大地域 に適用する。 農村生活維持施設整備(注15) を除く。
			※	[60]	[29]		[11]	
			※	50	29		14	
(※)	(60)	(31)	(9)					
(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			
(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			
戸別所得補償実施 円滑化基盤整備事 業費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助	水 利 施 設 整 備	55	50	27.5	9	<>書は地域用水機能増進型に 適用する。但しダム、頭首工等の 基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に 適用する。	
			<※>	<50>	<27.5>	<10>		
		※	55	27.5	9			
		[※]	[50]	[25]	[10]			
		農 地 整 備	當農環境整備(注15)を除く。					
			(経営体育成型)	※	55	25		10
			(畑地帯担い手 育成型)	※	52	25.5		9
			(畑地帯担い手 支援型)	※	52	25.5		9
			(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	55	52	25.5		9
			(畑地帯総合整備・ 一般型)	55	52	25.5		9
草 地 畜 産 基 盤 整 備	※	55	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整 備(注15)を除く。			
※	60	25	10					

(都道府県営:その33)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率	都 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
農山漁村地域整備 事業費 地域自主戦略 交付金	農山漁村地域整備 交付金 農地防災 (湛水防除)		60	55	37	8	
			55	50	37	13	
			50	50	32	18	
	農地保全整備 (農地保全整備)		60	52	31	11	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。
			55	50	31	13	
			50	50	29	14	
	水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保全 管理施設(注10)に係るもの)は、 注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計画に 基づくもの及び水質保全施設と 併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等 特別対策に適用する。
			65	55	41	4	
			55	50	34	16	
		50	50	32	18		
	(※)	(50)	(35)	(10)			
(農村災害対策 整備)	<※> ※ ※ (※)	<2/3>	<29>	<4.4>		< >書は南海トラフ地震に係る 地震防災対策の推進に関する特 別措置法に基づいて実施される 避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び 農村保全管理施設(注10)に係る ものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施 するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15) を除く。	
		60	29	11			
		50	29	14			
	(60)	(31)	(9)				
中山間総合整備 (中山間地域総 合整備)	65	60	30	7		農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。	
		※	60	30	7		
集落基盤整備	※	50	25	10		農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。	
	55	50	27.5	9			
農業基盤整備促進	※	55	25	10		()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)	
	(※) [※]	(55) [55]	(34) [31]	(11) [11]			
農業水利施設保全合理化事 業	※	55	25	10			
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農 地 整 備	※	55	25	10	営農環境整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整備 (注15)を除く。 ()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)
			(※) [※]	(55) [55]	(34) [31]	(11) [11]	
水利施設整備	水利施設等整備事業	※	50	27.5	9	< >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭首 工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全体 に適用する。 営農環境整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整備 (注15)を除く。 ただし補助率の嵩上げは畑地 帯担い手育成型のみ適用する。	
		<※> [※]	<50> [50]	<27.5> [25]	<10> [10]		
		※	52	25.5	9		
	※	55	25.5	9			
農業水利施設保全合理化事 業	※	55	25	10			

(都道府県営:その33)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率	都 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
農山漁村地域整備 事業費 地域自主戦略 交付金	農山漁村地域整備 交付金 農地防災 (湛水防除)		60	55	37	8	
			55	50	37	13	
			50	50	32	18	
	農地保全整備 (農地保全整備)		60	52	31	11	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。
			55	50	31	13	
			50	50	29	14	
	水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保全 管理施設(注10)に係るもの)は、 注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計画に 基づくもの及び水質保全施設と 併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等 特別対策に適用する。
			65	55	41	4	
			55	50	34	16	
		50	50	32	18		
	(※)	(50)	(35)	(10)			
(農村災害対策 整備)	<※> ※ ※ (※)	<2/3>	<29>	<4.4>		< >書は南海トラフ地震に係る 地震防災対策の推進に関する特 別措置法に基づいて実施される 避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び 農村保全管理施設(注10)に係る ものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施 するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15) を除く。	
		60	29	11			
		50	29	14			
	(60)	(31)	(9)				
中山間総合整備 (中山間地域総 合整備)	65	60	30	7		農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。	
		※	60	30	7		
集落基盤整備	※	50	25	10		農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。	
	55	50	27.5	9			
農業基盤整備促進	※	55	25	10		()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)	
	(※) [※]	(55) [55]	(34) [31]	(11) [11]			
農業水利施設保全合理化事 業	※	55	25	10			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、要領の別紙2(水利施設整備に係る運用)の運用2(水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型)及び運用3(農業水利施設保全合理化事業)の第2の別表の区分の欄の3、運用5(地域用水環境整備事業)の第1の1(1)のアカキまで、(2)のアカキまで、要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の運用1別紙5別表1の区分の欄の3、要領の別紙4-1(農村整備に係る運用)の運用1(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄の2及び3、要領の別紙12(効果促進事業に係る運用)の第4、地域自主戦略交付金要綱の別紙1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙5(農地整備事業における地域水田農業再編緊急整備に係る運用)の第3の1の別表1の事業の種類の欄の8及び9並びに同別紙の別表2の事業の種類の欄の9及び10、同要綱の別紙7(農地整備事業における耕作放棄地解消・発生防止基盤整備に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙11(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、同要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の運用別紙6別表1の区分の欄の3、同要綱の別紙15(地域用水環境整備事業に係る運用)の第1の3の(1)の表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)から(7)まで及び同区分の欄の2、要綱の別紙19(集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の表の区分の欄の2、要綱の別紙20(中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の2、要綱の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第2の2の別表の区分の欄の2、要綱の別紙33(効果促進事業に係る運用)の3、沖繩振興公共投資交付金交付要綱において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1(農地整備に係る運用)の運用1(農地整備事業)の第2の別表1の区分の欄の3、運用4(草地畜産基盤整備事業)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、要領の別紙2(水利施設整備に係る運用)の運用2(水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型)及び運用3(農業水利施設保全合理化事業)の第2の別表の区分の欄の3、運用5(地域用水環境整備事業)の第1の1(1)のアカキまで、(2)のアカキまで、要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の運用1別紙5別表1の区分の欄の3、要領の別紙4-1(農村整備に係る運用)の運用1(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄の2及び3、要領の別紙12(効果促進事業に係る運用)の第4、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1(農地整備に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1-1(農地整備に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙3(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)の運用別紙2(特別型に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の要領別紙1(復興再生基盤総合整備事業に係る運用)の第2の3の表の区分の欄の2、同要綱の要領別紙2-1(農地整備に係る運用)第3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙8-1(中山間総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の2、同要綱の要領別紙9(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙10(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2の別表1の区分の欄の3、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領の要領別紙1(長寿命化対策)の(1)のアの(ウ)に掲げるものとする。なお、これらの事業等に係る地方負担額については、平成30年度地方債同意等基準(平成30年総務省告示第149号)及び平成30年度地方債同意等基準運用要綱(平成30年4月2日付け総財地第71号、総財公第64号、総財務第60号総務副大臣通知)第一の一の1に規定によるものとする。

注16) 農業体質強化基盤整備促進事業実施要領(平成24年4月6日付け23農振第2636号農林水産省農村振興局長通知)の第4の2に定める別記様式第1号、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1の運用2(農業基盤整備促進事業)の第5の2に定める別記様式第1号、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号、29生畜第1500号、農林水産省農村振興局長、生産局長通知)の別紙5(農業基盤整備促進事業に係る運用)の第4の2に定める別記様式第1号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)の第3の2に定める別記様式第2-1号及び第3の3に定める別記様式第2-2号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。

注17) (略)

注18) 国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策及び地域防災対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第523号農林水産事務次官依命通知)第2の10に掲げるもの。

注19) 農業競争力強化基盤整備事業のうち水利施設等保全高度化事業の(一般型)及び(特別型)と併せ行う農村地域防災減災事業とは、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)第3の2に掲げるものうち、農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官依命通知)の要領別表1の事業区分の欄の1の事業に掲げるもの。

2242号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1(農地整備に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙3(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第10の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分の欄の利用施設整備事業、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1(農地整備に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙6(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、同要綱の別紙23(効果促進事業に係る運用)の4、戦略交付金要綱の別紙1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙5(農地整備事業における地域水田農業再編緊急整備に係る運用)の第3の1の別表1の事業の種類の欄の8及び9並びに同別紙の別表2の事業の種類の欄の9及び10、同要綱の別紙7(農地整備事業における耕作放棄地解消・発生防止基盤整備に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙11(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、同要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の運用別紙6別表1の区分の欄の3、同要綱の別紙15(地域用水環境整備事業に係る運用)の第1の3の(1)の表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)から(6)まで及び同区分の欄の2、要綱の別紙19(集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の表の区分の欄の2、要綱の別紙20(中山間地域総合整備事業に係る運用)の第1の5の表の区分の欄の2、要綱の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の2、要綱の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第2の2の別表の区分の欄の2、要綱の別紙33(効果促進事業に係る運用)の3、6次産業化等促進基盤整備事業実施要綱(平成24年10月6日付け24農振第1602号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1(農地整備に係る運用)の第1の別表の区分の欄の3、農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1(農地整備に係る運用)の第2の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙2(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第10の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の要領別紙1(復興再生基盤総合整備事業に係る運用)の第2の3の表の区分の欄の2、同要綱の要領別紙2-1(農地整備に係る運用)第3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙8-1(中山間総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の2、同要綱の要領別紙9(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙10(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2の別表1の区分の欄の3に掲げるものとする。なお、これらの事業等に係る地方負担額については、平成28年度地方債同意等基準(平成28年総務省告示第147号)及び平成28年度地方債同意等基準運用要綱(平成28年4月1日付け総財地第87号、総財公第46号、総財務第69号総務副大臣通知)第一の一の1に規定によるものとする。

注16) 農業体質強化基盤整備促進事業実施要領(平成24年4月6日付け23農振第2636号農林水産省農村振興局長通知)の第4の2に定める別記様式第1号、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙2(農業基盤整備促進事業に係る運用)の第6の2に定める別記様式第1号、農業基盤整備促進事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2090号農林水産省農村振興局長通知)の第3の1に定める別記様式第1号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)の第3の2に定める別記様式第2-1号及び第3の3に定める別記様式第2-2号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。

注17) (略)

注18) 国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策とは、国営耐震一体型かんがい排水事業実施要綱(平成26年3月28日付け25農振第2099号農林水産事務次官依命通知)第2に掲げるものうち耐震化対策とし、国営かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策とは、国営地域防災対策一体型かんがい排水事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2024号農林水産事務次官依命通知)第2に掲げるものうち地域防災対策とする。

(新設) (新設)